

2015年度特別研究期間 研究成果概要

所属・職・氏名：人間福祉学部・教授・山本 隆

研究課題：英国福祉国家と社会的企業 ―分配型経済の視点から―

研究期間：2015年4月1日～2016年3月31日

研究成果概要（日本文（全角）の場合は2,000字程度）

(1)研究テーマについて、まず英国の脈絡で福祉国家の変容を考察した。2010年以来保守党政権による公共部門の大幅な縮小、大胆な緊縮財政(austerity)を鑑みて、福祉政策に生じている影響を考察した。福祉政策の転換は大規模な補助金削減に起因しており、地方自治体側は福祉サービスの抑制とその不足分を補うために公共サービスを外部化しているが、この点に焦点を当てて分析を進めた。

(2)地方自治体からスピナウト(spinout)した社会的企業の活動実態を明らかにすることで、その特徴であるソーシャルイノベーション、サービスの市場化などに焦点を当てつつ、公共性、福祉ガバナンス、委託契約の実相を調査した。具体的には、自治体社会福祉部と社会的企業との公私関係、ソーシャルイノベーションの中身、市場化が利用者や地域社会に与える影響、社会的企業に所属するソーシャルワーカーの身分と専門性の関係、社会的企業の台頭に伴う福祉国家再編プロセスを検証した。

(3)スピナウトは行政サービスの供給体系の転換を促し、委託者の自治体はアウトカムの達成のために業績管理を徹底させ、受託者へのコントロールをきかせる。この委託の過程において基軸となるのがコミッショニング(commissioning)である。スピナウトの主な委託先はチャリタブル・トラスト、コミュニティ・マネジメント、自治体公営企業、ミューチュアル(mutual 共済組織)、社会的企業の5つで、分配型経済を体現するミューチュアルは互酬タイプの社会的企業である。最近「ミューチュアライゼーション(mutualisation)」と呼ばれる動向の根幹には、2012年施行の「コミュニティのチャレンジする権利」がある。利点はサービスの生産性の向上、スタッフの士気高揚、コミュニティへの焦点化と利潤の還元にある。

(4)このような問題意識の下で、2015年8月に英国で分配型経済の調査を実施した。調査手法は現地におけるインタビュー調査とフィールドワーク、資料収集であった。英国の関係者や研究者へのインタビュー調査および資料分析等を行い、調査対象はノーザンプトンシャー県庁(Northamptonshire County Council)およびロンドンを拠点とする社会的企業トパーズ(Topaz)であった。ラディカルなアウトソーシングの事例としてノーザンプトンシャーの機構改革を調査し、公共サービスの委託の現状を確認した。この自治体は大胆な自治体機構の再編を打ち出しており、ミューチュアル、コミュニティ利益会社(CIC)、一般の社会的企業といった民間組織を連合形式で編成し、公共サービス供給の受け皿を形成している。グループに8つの機能を持たせているが特色で、それらは①民主的調整(democratic interface)、②市場と商業開発(market and commercial development)、③コミッショニングと契約管理(commissioning and contract management)、④質の保証と安全対策(quality assurance and safeguarding)、⑤消費者視点とビジネス情報(customer insight and business intelligence)、⑥コミュニケーションとブランド開発(communication and brand development)、⑦投資家、株主、出資者

(financier, shareholder and funder)、⑧規制と政策ロビイング(regulatory and policy lobbying)という商業的要素をにじませたものである。

これに対し、ロンドン南部にあるランベス区(Lambeth)は、「コーポラティブ自治体(cooperative council)」という住民本位の自治体戦略を実施している。この構想に基づいた行政・社会的企業・地域住民の協働体制の下での社会的企業を調査した。その対象はソーシャルワーク・社会福祉系の社会的企業トパーズ(Topaz)で、高齢者のためのソーシャルワークの‘社会的企業化’が利用者や地域社会に与える影響を把握できた。貧困地区であるランベス区において、トパーズは社会的に孤立している住民に居場所づくりを提供している。同組織は「社会的価値法(Social Value Act)」と「2014年介護法」の二つの法律を根拠法として、地域への積極的な取り組みを展開している。トパーズは排除された個人およびコミュニティのニーズの掘り起こし、公的サービスの枠内では認定されないケアとサポートを供給している。そのアウトカムは孤立防止と脳卒中後遺症を持つ高齢者へのプログラムに顕著に現われており、サポート体制が権利保障と絡むなかで、アドボカシーを重視している。この点から、同組織は単なる行政の受け皿機関ではなく、むしろ行政を先導する役割を進めている点を確認した。

(5)分配型経済をさらに発展させたものが、公平な分配を志向するフェアシェアズ(Fairshares)という社会的企業である。フェアシェアズを推進する団体は公平な共有経済を築くために、設立者や労働者、利用者、投資家に対して以下のようなフェアシェアズ憲章を示している。

- ・所有権を失うことなく知的財産を共有する
- ・(市場を超える)交換の新しい様式に参加する
- ・メンバー間での紛争で代替的な解決策を活用する(例:調停)
- ・共同での所有権、ガバナンス、マネジメントを実践する
- ・企業が生み出す富と権力を共有する

分配型経済の動きは試行段階であるが、今後普遍化する可能性を秘めており、新たな交換経済の意義を有している。

研究成果概要は、データは gakunai@kwansei.ac.jp まで提出してください。